

# 勤務・通勤時にヘルパー派遣



京都市は、重度障害者の就労を後押しするため、勤務中や通勤時にヘルパーを派遣する事業を9月1日から新たに始める。勤務中や通勤時は従来、公的福祉サービスの「重度訪問介護」が使えないことから就労を断念せざるを得ない人も多かった。同様の事業を行っている自治体は全国でもまだ少なく、障害者からは「前進」との声が上がる。

重度訪問介護を巡っては、重度障害者の参院議員らが仕事でもサービスを利用できるように制度の見直しを求めたが、国は2019年、勤務中や通勤時の障害者をサポートした企業に支給補助金制度を拡充する形で対応した。ただ勤務中のトイレや食事の介助といった助成対象外の部分については、自治体の事業で補うこととした。

市が始めるのは「重度障害者等就労支援

## 当事者「前進」評価も複雑さ懸念

る。業務上必要な介助のほか、通勤やトイレ、食事といった業務外の場面での支援も提供する。

利用者負担は介助費の1割で、残りの9割を公費で賄う。生活保護受給者と市民税非課税世帯は利用者負担がない。1カ月でサービスを受けることができるのは最長120時間。市は対象者を約20人、事業費を7100万円と見込む。

市の方針について重度身体障害者で車いすユーザーの岡山祐美さん(41)は「岡山市は「一歩前進」と評価する。岡山さんは、介助者の派遣事業などを行う日本自立生活センター(南区)で事務員兼相談員として働いている。現在は勤務中の介助費は職場が負担しているが、市の新事業が始まれば、介助費が公費で賄われる可能性がある。

ただ勤務中と勤務時間外で制度が異なる

特別事業」。重度訪問介護や福祉障害者向けの同行支援などのサービスを利用し、週に10時間以上働いている市民を対象とする。

ことなかれが想定され、「かなり複雑で使いづらい」と懸念する。その上で「就労は生活に欠かせず、重度訪問介護を就労中も使えるようにする方が利用しやすい制度になる」と指摘する。

厚生労働省によると、今年3月末時点で同様の事業を行っているのは、さいたま市と三重県四日市市。事業をどうにかするかは自治体の判断となっている。同省の担当者は「雇用者としても自治体間格差が生じている。サービスの質の差もある。多くの自治体は事業を実施しても十分な情報発信に努めた」としている。(田代真世)

ヘルパーと一掃に重度通勤時の重度障害者の利用を巡り何層も壁にぶつかってきた。現在は「口先」のため在籍勤務をしない。

(2021年9月1日)京都市内